

第百八十九回国参議院環境委員会会議録第十号

平成二十七年七月七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十八日

辞任

長峯 誠君

補欠選任

中曾根弘文君

六月十九日

辞任

浜野 喜史君

補欠選任

小林 正夫君

七月二日

辞任

渡辺美知太郎君

補欠選任

水野 賢一君

七月三日

吉川ゆうみ君

補欠選任

武見 敬三君

辞任

武見 敬三君

補欠選任

吉川ゆうみ君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

島尻安伊子君

高橋 克法君

中西 祐介君

水岡 俊一君

市田 忠義君

委員

岩城 光英君

尾辻 秀久君

鴻池 祥肇君

佐藤 信秋君

中川 雅治君

中曾根弘文君

吉川ゆうみ君

小見山幸治君

事務局側

常任委員会専門員

櫻井 充君

長浜 博行君

浜野 喜史君

杉 久武君

清水 貴之君

水野 賢一君

櫻井 敏雄君

佐々木五郎君

阿部 秀保君

参考人

公益社団法人全国都市清掃会議事務理事

宮城県東松島市長

阿部 秀保君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(島尻安伊子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六月十九日までに、長峯誠君及び渡辺美知太郎君が委員を辞任され、その補欠として中曾根弘文君及び水野賢一君が選任されました。

○委員長(島尻安伊子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に公益社団法人全国都市清掃会議専務理事佐々木五郎君及び宮城県東松島市長阿部秀保君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島尻安伊子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島尻安伊子君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案を議題とし、参考人から御意見を聴取いたします。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜り、本案の審査の参考にさせていただきたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、まず、佐々木参考人、阿部参考人の順で一〇分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人の皆様及び質疑者の発言は着席のままです。

それでは、まず佐々木参考人をお願いいたします。

○参考人(佐々木五郎君) 御紹介いただきました全国都市清掃会議の佐々木でございます。よろしく御願いいたします。

私も全国都市清掃会議は、昭和二十二年に発足いたしました。全国の自治体を会員とする公益法人でございます。市の段階では、約七割の自治体が会員となっております。町村は、少し低くて約三分の一程度。会員自治体の人口は約一億八千万人で、大体八五%ぐらいの会員となっております。略称を全都清というふうには呼ばせていただきたいと思います。説明の中でも全都清という言葉が出てきますので、よろしく御願います。

一ページを開きください。本日御説明する内容、四項目でございます。よろしく御願います。

まず第一に、市町村における廃棄物処理の概要について御説明を申し上げたいと思います。

恐縮ですが、四ページを開きください。まず初めに、市町村における一般廃棄物の処理の現状について御説明申し上げます。

まず、自治体では、税収の減少あるいは義務的経費の増大、福祉費であるとか教育費であるとか、そういったもので財政が逼迫している状況にございます。このため、廃棄物処理事業につきましても効率化が求められており、各自治体それぞれの地域需要を踏まえて、事業の全般的な見直しなど、効率的な事業運営をやっているところでございます。

図表の①は、平成十二年と二十五年の、十二年のピークのとときと比較したごみ処理の状況でございます。総排出量が御案内のとおり四千四百八十七万トンということで、一八%ぐらいの減になっております。

②でございますが、ごみ収集の状況ですが、直営から委託ということで、許可業者さんはほとんど変わりますが、直営から委託へのシフトが見られております。

また、ごみ焼却施設のごみ処理状況でございますが、市町村合併等によりまして数が減っております。ただ、一か所当たりの処理能力は微増、あるいは発電設備というのは、焼却工場が発電をしておりますが、三百二十八というところでまだまだ少のうございますが、増えてきている状況でございます。

④でございます。ごみ処理の総経費でございますが、一兆八千五百十億円、これが十三年度でございますが、一人当たりのあれはほとんどど

ん減ってきたわけですが、このところ施設の更新時期などもございまして、増えている状況でございます。

恐縮ですが、五ページを御覧ください。自治体では、循環型社会の実現に向けて3Rの一層の推進をしていくことが課題であります。

特に2R、発生抑制、再利用、そういったものを推進していくことが必要だというふうになっております。分別による資源化を推進した後に、ごみの減量化を目指す中で2Rを特にやっていくということと、一方、市町村は一般廃棄物について統括的な処理責任がございまして。そういった中で、その責任の下で環境保全と適正処理を進めなければならぬというふうにと考えているところでございます。

リサイクル率はここ数年横ばい。

それから、⑥のごみ処理の有料化の状況でございますが、六三％の団体で有料化をされております。

分別収集の状況でございますが、一番多いグループが十一から二十品目、これに分類されるのが六〇％の自治体となっております。

最後に、最終処分場の状況でございますが、非常に逼迫している状況ということがこのところ変わっておらないということで、最終処分場の延命化をしていくことが大きな課題というふうを考えております。

次の六ページを御覧ください。ごみの総処理量でございますが、先ほど言いました最終処分場が逼迫しているということも受けまして、ごみ処理の中で、一番右側でございますが、直接最終処分という欄がございまして、十五年度と比較しまして七割減っている。やはりこういったことで、最終処分量を減らしていかなければならないということが大きな課題となっております。

次に、IIポツでございます。

私も、東日本大震災の際に、微力ではあります、いろいろな形で被災地の支援を取り組まさせていただきました。九つの項目について御説明を

させていただきます。

まず、八ページでございます。三月十一日、地震が発生いたしました。三月十二日に環境省の方から協力要請もあり、日曜日でございましたが、インターネットを使いまして会員都市の方に被災地への支援を依頼し、こういったことなら可能かという調査をいたしました。十四日に災害対策本部というものを立ち上げまして、二十四時間の連絡が可能なような形にしました。

九ページでございます。九ページは、私どもの会員都市のみならず、被災地を支援するというところでいろいろな連絡体制をやらなければいけなかったんですが、ここにありますように、被害が甚大だというようなことも含めてなかなか個々の自治体と連絡を取ることが不可能だということで、私どもの理事都市でありました盛岡市さん、仙台市さん、評議員都市でありました福島市さんに情報収集と連絡調整を依頼したところでございます。

十ページを御覧ください。二ポツでございますが、発災から一週間の取組でございます。薬剤、燃料の確保、環境衛生対策、そういったものが非常に課題となつてございまして、緊急要望をしたり、あるいは仮設トイレの増設要望が非常に強かったことで、そういったことで順次追加支援を実施したところでございます。

十一ページを御覧ください。支援リストを作成したということで、三月十三日に支援の要請依頼をいたしまして、十六日には百八十三団体から支援の申出がございました。あるいは、その後に徐々に増えていくわけでございますが、三月十七日に私どものホームページ、環境省のホームページでリストの公表をいたしました。それで情報提供をいたしまして、被災自治体と支援の自治体の仲介をするということで、いわゆるマッチングということを我々の方でやらせていただきました。

その一方で、廃棄物処理より今は人命救助の段階だよと、あるいは、いわゆるガソリンとか重油とか軽油とかがない状況で、来てもらってもなか

なか大変ではないかという被災地の声もございました。

次のページ、十二ページでございます。全都清が行った当面の支援活動の骨格は、とにかく当面は支援する側で全部経費負担をしてほしいということで、ボランティアという形で、ここに書いてあるような、現地に迷惑を掛けないような支援をしていくということとを原則として行っておったところでございます。

十三ページは、今まで御説明いたしました、支援の要請とリストの作成、それから、情報提供、連絡調整、いわゆるマッチングを我々の方でしたということでございます。

十四ページは、発災後二週間から三週間、三月二十八日の時点で二百三自治体から支援の申出がありました。ただ、現地の状況は、まだパッカー車が入らないとか、もう少し条件が整って、そういったこと、それから、いわゆる生活物資なども欲しいという声もありましたので、我々で可能な限りの援助をさせていただきました。

発災後四週間でございます。五ポツでございます。十五ページ。可燃ごみの収集が徐々に始まりました。私ども、いわゆる資機材がパッカー車、ダンプカー、平ボディ、そういったものでございまして、下に書いてあるユニックとかニブラとかいわゆる建設用の機材というのは持ち合わせておりませんので、いわゆる家具だとか可燃ごみの収集業務について支援に入つたところでございます。

六ポツでございます。十六ページ。五週間がたちまして四月になりまして、二百十一自治体から支援の申出がありまして、この頃になりますと、いわゆる人手の問題、スタッフが欲しいということとで、八自治体から派遣をさせていただきます。それから、その後、順次マッチングが成立したところに派遣をしたところでございます。

十月末までの支援の状況はお手元の資料のとおりでございます。人的支援は延べ千七百八、パッカー車等々ということでございます。食料な

ども少しやらせていただきました。

十八ページでございます。八ポツ。六か月以降になりますと、いわゆる人的支援。この頃になりますと、ある程度の長期の派遣ということも想定をいたしましたので、いわゆるボランティアから派遣になりました。二十四年度以降、岩手県、そういったところへの人的な派遣をいたしたところでございます。

九ポツ、十九ページでございます。発災後の二週目に、私ども、廃棄物処理施設の被害調査をいたしました。北海道から関東甲信越ぐらゐのところへアンケート調査をいたしました。回答率は五〇％ということで、インターネットなどがまだ使えないようなところもございましたので回答率は低かったわけでございますが、いわゆる停電により運転を停止した施設を含めて相当の被害が出ていると。ただ重大な被害はそんなに多くなくて、施設への影響はそれほど多くなかったのではないかなというふうにも思っているところでございます。

二十ページをお開きください。四月以降は、いわゆる復旧した施設を維持するためということで、資機材の確保というのが非常に不透明な部分がありまして、そういったところはきちっと確保しなければならぬだろうということも課題の一つであると。それから、連絡通信手段の確保というのは、これは廃棄物処理だけではなくて、やはり大きな課題ではないかということを痛切に感じたとところでございます。

二十一ページは被害状況のアンケート調査の結果でございます。参考でございます。

次に、IIIポツでございます。

東日本大震災での課題、問題点等でございますが、写真を飛ばしていただきました。二十六ページの処理計画については、ここに書いてありますように大きな成果があるということで、やはり平時からの備えということが必要なものだというふうに考えております。特に国の役割は、とにかく

迅速な対応、決定をしてほしいということでございます。

それから次に、二十八ページの中で、先ほど言いました収集、運搬、そういったものの計画、そういったものを作っていたかなければならないということでございます。

時間が参りましたので、とにかく今回の災害対策に関しては、平時からの備えということが大きく必要だということが課題としてはつきりいたしましたので、それについて、自治体、国、都道府県、あるいは民間事業者の協力で備えていくということが大事だということを痛切に感じたところでございます。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

○委員長(島尻安伊子君) ありがとうございます。阿部参考人。

次に阿部参考人、お願いいたします。阿部参考人。

○参考人(阿部秀保君) 皆さん、おはようございます。宮城県東松島市長の阿部秀保と申します。

震災から間もなく四年と四か月ということで、ここまで歩んできたというのは、先生方、皆様のおかげと、そして国内外からたくさんの御支援をいただきました。そういった御支援のおかげで、ここまで復旧復興を歩んできたということで、改めて感謝申し上げます。

また、今日は参議院の環境委員会に参考人ということで御案内いただきまして、発言の機会をいただきました。本当に光栄に思っております。今回御案内いただいて、東松島市の取組を是非全国に発信したいという思いもございまして、そういった思いで今日は参考人として意見を述べさせていただきますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、このパワーポイント、カラー刷り資料でございますが、一ページ、表紙はこういった取組で処理したんだという写真でございます。

それでは、二ページからお開きいただきたく

思います。東松島市は仙台市から北東に約三十キロということで、松島町、日本三景松島と、それからお隣が石巻市ということで、間に挟まれた約十掛ける十の百平方キロの市でございます。平成の大合併、平成十七年の四月一日に合併いたしました。旧矢本町、人口が約三万一千余り、それから旧鳴瀬町が人口が一万二千余りということで、合併当初は四万三千をやや超える、そういった規模の町でございます。

東松島市は自衛隊松島基地がございまして。それから、奥松島という、松島の北側になるんですけども、そちらの方を有していますので、そういった意味で東松島市ということで今町づくりに取り組んでおります。

三ページ目を目を通していただきたいというふうに思います。津波でありましたが、野蒜の一番高いところで十・三五メートル。ここは当初、国、県、我々の防災、津波マップでは〇・五メートルぐらいの、宮城県沖地震の場合なんですけれども、今回十・三五メートル。そして、石巻寄りになりますが大曲浜、ここが五・七七メートルということで、浸水した面積が市域の三六％、そして市街地の約六五％が浸水したということで、四ページをお開きいただきたいと思っております。

全国の浸水区域の中では市街地六五％というのは、ちょっと目立つてはいませんが、最高のは、浸水域だったということになります。残念ながら、お亡くなりになられた方が千百十人でございます。行方不明者がいまだ二十四人というところで、千百三十四人の、市民の約三％がお亡くなりになりました。一万五千世帯のうち一万一千七十三世帯が被災したと、全壊、大規模、半壊、一部損壊を入れるとほとんど皆さん被災したということになります。避難された方が、当日、名簿では一万五千人以上、避難所が百六か所ということで、農地の被災はお示しのとおりでございます。

五ページあるいは六ページは、岩手から福島まで、沿岸部はこういった状況だったんだろうなというふうに思っていたかと思っております。参考

までに、この瓦れきの下に御遺体があるということとでございます。ですから、丁寧に瓦れきを除去しないと御遺体も傷が付く、あるいは心情的にも配慮しなきゃいけない。ここは、瓦れきと言いましたけれども、元々は市民の財産だということが一番大切なところだというふうに思います。

七ページをお開きいただきたいと思っております。七ページがポイントなんですけれども、実は合併前、平成十五年に北部連続地震、一日に三回の地震がありました。一回は六強です、六強、それから六弱二回、一日三回で、これは直下型で、時間になると十秒から十五秒なんですけれども、このときの方が建物は非常に大きなダメージを受けました。昔の旧家と言われている部分についてはほとんど倒壊あるいは非常に大変な状況だということで、写真の左の下部は、国道四十五号線沿いなんですけれども、瓦屋根がこういった状況になりました。

ですので、今回の東日本大震災の中で激甚災害法あるいは災害救助法、そして生活再建支援法の経験をもとに、あるいは不幸にして二回目だというのはこの東松島市だけなんです。そのときの議会議長が私でした。ですから、二回目ということだということで、今回、取組が他の自治体とどうして違うんだということになれば、二回目だということと御理解いただきたいというふうに思います。

そのとき、同じように瓦れきが出まして、そのときは丁寧な分別ができなかったということで、当初の予定よりも一・五倍の費用が掛かった。それも、掛かったオーバーについては一般財源ということになります。そうすれば、当然、宮城県沖地震が来るという当時の、平成十五年から十七年の間の政府の地震調査委員会の公表では、当時ですけれども、宮城県沖の地震の確率は十年以内に五〇％、二十年以内に九〇％、三十年以内には九〇％来ますよという公表でした。ですから、私が平成十七年から市長を拝命しましたので、私の公約は安全、安心の町づくり、防災、減災です。ですので、力入れてきたんですけれども、津波の部

分については、残念ながら、〇・五メートルの津波が十・三五ですから、こういった状況の大きな被害が出たということでございます。そういったことで、官民連携して一体となって瓦れきに対応しなきゃいけないというのがこの七ページの教訓でございます。

そして、八ページを御覧いただきたいと思っております。八ページは、瓦れきの可燃物、不燃物ということで、量であります。大体年一万吨でありますので、こういった瓦れきが、皆さんの財産が百万トン以上も出ましたので、百年分以上ということになります。仮置場が必要だったということ。それから、黒い津波でしたのでヘドロだったんです。当時は大変なことになったと、ヘドロの中には重金属あるいは塩分ということで、しかし、産学官民ということで、東北大学と地元の専修大学の先生方に分析していただきまして、幸い重金属はないということが分かりましたので、あと塩を抜けばミネラル豊富な土だということで、極力近いところで処理しようということで、費用が掛からないということですね。

そういったことで、当初は瓦れきよりもむしろこの黒い津波の再生土の方が、ヘドロの方が大変だということで、うまく利用すれば費用も圧縮できるし、それから利用もできるということで、そこはすごくうまく官民連携で対応できたかなと。それが、比重に直しますと一・四六の比重です。で、トンに直しますと二百十六万トンになります。百四十八万立米ということで、そういった数字でございます。

九ページはその処理状況でございます。焼却しなくちゃいけないものは廃プラ、漁網。それから、それ以外のものでは、塗料とかアスベスト関係は宮城県さんをお願いしました。廃プラ、漁網は石巻広域圏の中で処理したと、二万二千三百四十トンですけれども、それ以外の分については九七％以上サイクルしたということでございます。九ページの下端については先ほどの津波堆積物のことでございます。

それから、十ページをお開きいただきます。これは、宮城県の新聞なんですけれども、分かりやすいということでこのように利用させていただきましてけれども、このポイントは、今もお話ししてきたんですけれども、私たち二回目でしたので、私は、平成十五年の教訓として、最初から宮城県沖に高い確率で来ると言われていますので、仮置場は準備しておきました、二か所。一か所は、緊急車両等々が通行するために、道路を啓開というか、そういった公共的な分の対応の瓦れき置場、ここは二ヘクタールなんですけれども、ここを準備しておきました。それから、八ヘクタール以上なんですけれども、そこは市民の皆さんの瓦れき置場ということで、多分、平成十五年があつたから、宮城県沖地震も含めての備えをしたというのは多分うちだけだと思ふんですけれども、そういったことで、結果的には、皆さんの今回の法改正前から東松島市では平成十五年を教訓に仮置場を準備したということでございます。

それがないとなかなか仕事ができないということで、ここでリサイクル、あるいは市民の皆さんがしていただいたと。当初は十四に分別していました。私は本部長でいまして、多分、市民の皆さんからはクレーム来るだろうと、市長、この非常時のときに分別かと。多分、そういう立場になればそういった声もあるだろうと。しかし、平成十五年のときを思い出して、みんなと。一般財源で自分たちでオーバーしてもやつたと。今回は国も分らない、とにかく分別だということで、業界の皆さんも、分別ですよということ、そして仮置場については回廊型で皆さんが分かりやすいように、最初にごみを置くわけですよ、業界の方で決めて。そして回廊型で、車は駅と同じように周回していただいて、そしてスムーズにすると。そして、例えば月曜日はA地区、火曜日はB地区、水曜日はC地区というふうに曜日で決めて、土曜、日曜だけフリーにすると。なぜかというと、平成十五年のとき一般家庭が二時間も三時間もパニックになったんですね、ごみを処理する

ために。です、そういったことも防ごうということをやつていましたので、そういった意味では、いいことではないんですけれども、経験ということになるかというふうに思っています。最終的には、再生土も含めて、この十ページの下端、赤で書いていますけれども、九・二二％のリサイクルということになります。

それから、十一ページは、このように分別したということになります。

それから、十二ページをお開きいただきたいと思ひます。私の部分については、今回、約千五百人の皆さんで手作業による分別をさせていただきしました。被災者の方が、この中で最初の三百人が建設業界の関係者、それから権限証明書、家族を失ったとか家をなくした方が九百人、それから市内で仕事を失った方が三百人ということで、合わせて約千五百人の方が働いていただきました、緊急雇用ということで。こういった十九品目に手選別で分けたという、十二ページの左下にありますが、混合ごみ、手選別による分別十九品目ということで、こういったふうに分けたということでございます。

それから、十三ページは、こういった有価物も含めて分けたよということ、十四ページをお開きください。こういったふうに、再生土の中にはこういった瓦れきももちろん入っていますので、土砂等々いろいろ分別して資源として使えるようにしたと。

それから、十六ページ、先ほど触れましたけれども、こういった大規模施設を造らないで当初からこういったヤードを準備するというところで、先ほど、緊急用のヤードを二ヘクタール、それから第一ヤードとして八・五ヘクタール、第二ヤードとして六・八ヘクタール、合わせて十五・三ヘクタールのヤードを準備していたと。そのほかに市の野球場とかありましたので、そちらの方で再生土の処理をしたというのが十六ページです。効率的な事業推進して、経費削減に向けたと。

私は、ここで一言、ちょっと関係ないかもしれませんが、申し上げますが、被災地はコストの意識を持ってやっているとこと、それは、この千五百人の緊急雇用も税金ですから。皆さんは、瓦れきは自分たちの財産だと、それから働いていただくお金は国民の税金だということの二点を、取り組む前の皆さん、しっかりと受け止めていただきましたので、今新聞等々で、被災地が今の状況でいいのかわからない報道も一部新聞を見るとときありますが、私が知っている限りでは、被災地は税金というものを意識しながら取り組んでいるということ、これをここで付け加えていただきたいというふうに思ひます。

それから、十七ページ、この問題なんですけれども、要するに、この働いていた方たちが、瓦れき、終わるわけですよ。その際に、その後の仕事なんですけれども、どうしますかということ、その後、建設業界とかにそのまま就職した方を除くと、ハローワークに行つた方が最終的には三百四十九人いらっしゃいました。そのうち百五十三人が就職、ハローワークで決まりました四三・八％。残りの方は、自分で見付けた、あと失業保険をいただいて、その後、高齢だということ、農業の方に戻つたりとかということ、あと、いづれにいたしましても、雇用にも貢献しましたし、そういった意味では、これが全てだとは申しませんが、是非、東松島市の取組を検証していただいて、そして改善して、今後の防災、減災に努めていただきたいというふうに思ひます。

それから、十五ページは、この再生土もセメント一・八％を混合することによって非常に盛土とかに使え、ということ、これも大学の先生からの御指導もいただいて、こういった取組をしたということでございます。

今回の法改正で、事前に国が自ら処理するため、の制度改正とか、それから仮設処理施設の簡略化とか、非常に我々、実は震災後、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の廃棄物対策課布施克哉課長補佐が若い職員を連れて視察研修というこ

とで私の方に直接見えました。そういったことで、今全て述べたことが、今回幾らか、私が述べたこと、東松島市のことが今回の法制化、ほとんど入っていますので、参考にはしていただいたのかなというふうには思つたところでございます。本間に、これまで皆さんに御支援いただいたことに改めて感謝を申し上げます、私の意見を述べさせていただきます。本間にありがとうございます。

○委員長(島尻安伊子君) ありがとうございます。以上で参考人の皆様の意見陳述は終了いたしました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○高橋克法君 自民党の高橋克法と申します。今日は、両参考人、大変ありがとうございます。まず、今回の法改正で、平時からの備えとして地域ブロック協議会というものを立ち上げて、そして準備をしていくという、そういうものがありますけれども、これが実際にしっかりと実効性のあるものにしていくために、私たちは細心の注意を払つていかなきゃならないと思ふんです。えてして、こういったものは細部の詰めをちゃんとやつておかないと、実際に災害が起きたときに現場で機能しないという経験も私自身もしてきましたので。

○参考人(佐々木五郎君) 地域ブロックですが、昨年からの活動が開始されておまして、実際に、じゃ何をどうやるのというところが、今先生おっしゃられたとおり、具体的にこういったことをというテーマを見付けていかなければならないだろ

とで私の方に直接見えました。そういったことで、今全て述べたことが、今回幾らか、私が述べたこと、東松島市のことが今回の法制化、ほとんど入っていますので、参考にはしていただいたのかなというふうには思つたところでございます。本間に、これまで皆さんに御支援いただいたことに改めて感謝を申し上げます、私の意見を述べさせていただきます。本間にありがとうございます。

うと。そういった中で、一番最初にやはり情報交換、あるいはその情報に基づいた意見交換、そういったものをまずやって、お互いの地域内の課題あるいは取り組むべき内容を明らかにしていく、そういったものが大事ではないかなと思っております。

それで、もう一つは、みんなが集まってわいわいやつても何もできないわけ、やっぱり推進役というのが当然必要だと思んですが、それが環境省の地方事務所にやっていただきたいと思ひますし、そうでなければやっぱり動いていかないのではないかと思いますので、その辺は地方事務所の方にも十分頑張っていたいただきたいというふうに思っているところでございます。

○参考人(阿部秀保君) その経験と申しますか、受け止め方もありますが、私は率直に申しまして、今回の東日本大震災あるいは平成十五年の北部連続地震を体験いたしました感じたことは、まず、瓦れき等々処理する場合は仮置場を確保できるかどうか、で、地域と都市部では違ふと。東松島方式が都市部でいけますよとは私は思っています。ただ、大体の沿岸部の都市部では東松島方式でいけるのではなからうかというふうには思っています。

そういった中で、効果的、効率的にということからすれば、やはりある程度ブロックの中で、例えば東松島の場合は石巻ブロックですので、石巻市、女川町、東松島市、こういった中でやはり仮置場の部分も必要だと。

私は、ここで訴えたいのは、ふだん仮置場を用意するということはなかなか勇気の要ることです。ですから、運動場とかパークゴルフとか、ふだんはそういう使い方をしておいて、いざ災害のときは仮置場になりますよというふうな、今後の高齢化社会なんかも視点に入れた、そういった両使用のよう、縦割りで厚生労働省あるいは環境省いろいろ各省庁連うかもしれないけれども、そういった取組が必要なんじゃないかなというふうな、二回の震災を体験して私はそのよう

に考えております。

以上でございます。

○高橋克法君 さきの東日本大震災のときに感じたことがありまして、緊急事態のときに、平時の法令、普通の日常生活の中に私たちが暮らしているわけですが、そのときの法律というのが非常に乖離があつて不合理だなと感じたことがたくさんあります。

例えば、今、阿部参考人の方からも仮置場のお話が出ましたけれど、たしかあのときに仮置場を造ろうとして、ただそれは法令上、県の許可が必要になる。しかし、あの状況の中で一々許可を取って、しかし許可が取れるまでは災害廃棄物の搬入をできませんという、そんな状況にはないわけで、これはもう即断即決でやっていかなきゃならない。しかし、県に確認してもなかなか返事が来ない。まあ三、四日して来ましたけれども。緊急時に平時の法律というのがいかに不合理であるか、現実と乖離してしまつたかという経験あります。

それから、小学校が一つ、私の地元、駄目になりました、使えなくなりました。急いでプレハブの校舎を造りました。ただ、建築基準法上、プレハブ校舎というのは二年間という期限があつて、平時であれば二年間の期間の中でちゃんと新しい校舎ができるようにできると思ふんですね、平時であれば、計画を立てて。しかし、あの災害時、緊急時ですから、子供たちの教育の場所はすぐに確保しなきゃならない。しかし、二年間で新しい校舎ができるかという、できないんです。でも、建築基準法上は二年間という期間が定められているから、どうしたかという、復興推進計画というものをとにかく新たに作つて、特区を申請して、そうすればこの建築基準法の縛りはクリアできるというふうな。しかし、災害後ですから、やることたくさんあるし、職員も足りない状況の中で、何でもこなすことをやらなければいけないんだという思いがありました。

そういう意味で、阿部参考人にこれも伺ひした

いんですが、実際に現場を体験されているお二人ですから、平時と緊急時の乖離、不合理なこと、たくさん感じられたと思うんです。それを、もしあれば教えていただきたいと思ひます。

○参考人(佐々木五郎君) まず、先ほど言いました国の迅速な対応、決定というのがキーになつてくると思うんですね。そうすると、いろんなもので、例えば施設の許可を取らななきゃいかぬとか、あるいは何か仮設の施設を造るにしても環境アセスメントをどうするんだとか、いろんな議論がございました。そういったものを、前回の東日本大震災のときは、少し時間は掛かりましたが、かなりの部分で対応していただけたというふうに思っております。例えば、施設の許可であるとかそういうものの、あるいは廃棄物の区分についてもあるいは再生利用に関してもいろいろございました。

そういったことが、やはりその経験を基に迅速に対応していただく、そういった意味で、指針とか、いろんな意味で国の方で用意されておりますが、前回のときは大体二、三か月掛かったんですが、今回はやはり一か月ぐらい、この改正法案の中でも一か月ぐらいにそういう方向性を出していくということでございますので、当然、法的な面も含めて、そういった危機感の中でやっていただければなというふうに思っております。

○参考人(阿部秀保君) 参考になるかどうかですけれども、私の二回の震災の経験ということで申し上げますが、ちよつと生意気なようですけれども、それぞれの市町村、私どももそうですけれども、地域防災計画というのがあります。もう本当に各業界、皆様の参加の中で作つた分厚いやつ、概要版で幾らか薄いんですけれども。それを東日本大震災で開くことはほとんどありませんでした。ゼロとは言いませんけれども、ほとんどありませんでした。ですので、そういった地域防災計画でこなせるのなら何も問題ないですよ。東日本大震災のように、今御指摘のように、そういったマニュアルを超えてきたとき、どう対応するん

だというのが一番のポイントなんです。

私は、東日本大震災からすれば、平成十五年の北部は、人命的にはゼロでしたので小さかったんですけれども、そのとき思ったことは、やはり役割分担、県へのアプローチ、それからそれぞれ市町村の議会対応、この二つは重要だなというふうに思ひました。

それで、訓練のときから災害対策本部、それぞれの防災等々の訓練をする際に、県については、地元の県会議員さんにオブザーバーですけれども本部員になつていただいております。毎回、訓練のときから。それから議会には、議長さんに入っております。それは、県についてはもう県議さんをお願いして、先ほどのいろんな県の許可の関係をお願いすると。一々私がやっていたらもう時間ありませんから、県議さんをお願いすると。それから、議会はやはり専決処分です。瓦れきやるにしても、業者にお願いするにしても、財源がなければお願いできませんから。

ですので、私は、当時民主党政権で櫻井充財務副大臣でしたので、携帯で電話しました、やつと通じたので。そうすると、覚えてるんですけれども、多分記憶ないかもしれないんですが、どこからもそういった電話はないと、三月の一週間後ぐらいですが、どこからもそういった電話はないというふうなお電話でした。そんな余裕ありませんもの。あれは二回目だから私余裕あったんです、みんなそうなのかなと。

私は、櫻井先生、済みません、総務省に掛け合つていただいて地方交付税前倒ししてくださいますと、本来は四月、六月、九月、十一月なんです。それを前倒ししていただかないと瓦れきのそういった業者さんにお支払できないということをお願いして、四月の一日に四月分と六月分をいただきました。六月に六月の上積み分と九月分をいただきました。九月に九月の上積み分と十一月分をいただきました。十二月の特交もいただきました。財源なんです、一緒に。

そういったことで、やはり今回の法で立派に決

めても、それが機能するかどうか、組織もそうなるかどうかが私はポイントだというふうに思っているんです。役所の災害対策本部が機能するかどうか、首長がしっかりと判断できるとか、同じなんですけれども、そういうことだというふうに、今回、体験上感じたところでございます。

○高橋克法君 櫻井先生のようなすばらしい方がいて本当に良かったと思います。私が首長をやっていたときはそういう方がなかなかなくて苦労いたしましたけれども。

最後の質問です。

これは、日本の中でも先進的な災害対応を常にやってこられた、そして今もやっていらっしゃる阿部参事人にお伺いしたいんですけれども、今回の法改正とちよつと違うかもしれないんですが、災害のときに、当然、市民、町民に対して、安全そして命を守っていく、これ首長の責務ですが、その中でも特に要援護者、障害者を持っていたり介護度が高い方であったり、そういった方々は真つ先にしっかりと支援していかなくやならない、ケアしていかなくやならないと思うんです。

大震災のときの経験を基に、そういった方々の要支援者リストを地域ごとにきちつと作って、民生委員の方とか区長さんとか、いざというときにしっかりと細かく目を届かせていただけるようなそういう仕組みをつくりたいということで実はやってきたんですけれども、個人情報保護という観点があつて、どうしてもそれがなかなかうまくいっていないんです。

東松島市では、その部分についてはどのような状況でありましょうか。これをお聞きしたいと思います。

○参考人(阿部秀保君) 実は、三月の十四、十五は、国連防災世界会議が仙台市で開催されました、東松島市で私を含めて十四会場から御案内をいただきました。会場からの御案内の理由というのは二つなんです。なぜ十四の会場から選ばれたかというのは二つなんです。

一点目は、先ほど御紹介しました瓦れきの処理が、これはやはり今後国際的にも災害に使えるというところで、今現在、インドネシアのバンドアチェと一緒に情報発信しようということ。それから、JICAさんからの要請で、当時、フィリピンのレイテ島にヨランダ台風で、そちらの方にも行かせていただきました。そういうことで、そういった瓦れき。

あともう一つは、今の御質問の、実は私は、平成十二年の四月一日、後で確認していただきたいんですけれども、平成十二年四月一日に地方分権一括法が施行されて、そこから各自自治体の、要するにその中の一つとして市町村合併が進んだわけです。その際に、私もよく格好を付けて、議員を十八年していましたので、地方分権地方分権と言ってきたんですけれども、自分が執行者になる、手を挙げる前に、自分は各それぞれの地域、町の中で、地域分権、国には言つたけれども、市内でやっていただろうかというふうな自問自答を持ちました。

多分先生方のふるさととは、公民館、分館など思うんです。社会教育法の中で公民館、分館。それは私の受け止め方ですけれども、東松島市では、社会教育は大切ですから成熟したと。これから必要な、宮城県沖地震が来ると言われていましたので、防災とか、あるいは少子高齢化、福祉の関係、防犯の関係、そういったものを地域でやるということ、全て指定管理にしました、職員を全部引き揚げて、地域で指定管理していただいて、自主的に組織をつくっていただいて。そういうことで、私は本当に、先ほど機能と言つたのはそこなんですけれども、それをやるために四年掛かりました。震災の前の幸い平成二十年、二十一年からスタートしましたので、二十年は四百二十四回地域で会議しました、私も含めて職員が。八つの公民館ありますから、大体週一なんです、金曜日大体と土曜日かですね。

そうしますと、そういうことが起きますかといえますと、役所と住民が親しくなるわけですね、

役所と住民が。そうしますと、今回の震災でも、東松島市の良さというのは、うちの方は防災集団移転先地七つあります。七つありますが、七つのうち、全て住民が選んで決めたいです、移転先地を。その部分が今回国連防災会議で評価されました、ですから、そういった、今御提言いただいた個人情報とかというのは、うちの方では既に震災前に全て地域防災のそれぞれの組織も自主防災組織もできましたので、本当に機能する、次の震災というのは、もう要りませんけれども、多分機能するんだらうかと、今現在です、そのように理解をしております。

ちよつと長くなつて済みません。

○高橋克法君 終わります。ありがとうございます。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井でございます。

今日は阿部参事人、本当に貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

私は、地元の議員として是非、阿部市長の取組を皆さんに知っていただきたいということで今日は推薦させていただいて、恐らく、多くの議員の皆さんがこれから地元に戻られて、震災対応のときにこういうやり方があるんだということ、広げていただけるんじゃないのかなと、そう思うんです。私、やはりいろんな面で、今はまだまだ陳情を受けていますけれども、総括が始まっている中の一つがこの瓦れきの処理だと思つていて、もう終わっていますから。そういう意味では、この成功例をこれから早くに共有していくということがすごく大事なことで思っているんです。

それで、まず佐々木参事人にお伺いしたいんですが、私、今日、済みません、初めてこういう組織があるということを知って、本当に自分の見識のなさにちよつと愕然としているんですが、是非お願いは、こういうすばらしい取組を広げていくような活動をしていただければ有り難いと、市とそれから町がそれだけ加盟されているのであれ

ば、今後こういうことをやっていくということがまず大きな仕事ではないのかなと、そう思うんですが、まずその点についていかがでございますでしょうか。

○参考人(佐々木五郎君) この組織が昭和二十二年に発足したときから、廃棄物を中心としたいわゆる市町村が抱える悩みあるいは課題をお互いに共有化して解決していこうということで始まりました。今も廃棄物処理を中心に、こういうことが困っている、ああいうことが困っている、じゃ、お互いにどうしているかという、そういう実例だとかそういうものも共有しながら。

それから、三・一一の災害に対する対応でございますが、本当に被災地との連絡などを取りながら、我々ができること、それを会員に協力を求めながらやっていく、これがもう大事なことで、会員、非会員にかかわらず災害対策については今後も取り組んでまいりたいと思つておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。

それと、先ほどお話があつた中で、人の命が優先でしようみたいな話がありました。ところが、医者の立場から申し上げますと、震災直後の一週間というのは心血管系や脳血管系のイベントで亡くなる方が多い、要するに脳梗塞、脳出血、心筋梗塞などです。ところが、一週間後からは何かというと、感染症が蔓延してくるんです。そういう意味ではトイレで非常な大事でして、今回これだけの仮設トイレなどを造つてくださったということ、本当にすばらしい取組をしていただいたと、このことについても感謝申し上げたいと思つていますし、それから、このことが実は命につながってくるんだということをはきちんとまず皆さんで御認識いただきたいと思つていますし、それから、避難所で生活されている方々がそういうことなんだということをきちんとまず認識していただくという必要性があるのかなと、そういうふうにお伺いさせていただきます。

それでは、あと、阿部参事人の方にお伺いした

いと思いますが、先ほど、済みません、過分な御紹介までいただきまして、ありがとうございます。あのときに実はほかの町の方々とも連絡を取りまして、三月中旬に財務省と掛け合せて、町に十億ずつとにかく金出せないかという話をしました。ところが、財務省から財源がないと言われ、ごちゃごちゃ言われたので、じゃ、四月の一日に交付税を出すからそれで勘弁してくれと言われて、四月一日に交付税が出るような運びになりました。あの当時早かったのは、変な言い方ですが、財務省に直接電話いただけただけというのが間違いない早くかったと思います。これが各官庁に行つてから財務省に上がつてくると、財務省がまたそれが適切なかどうかということで検討している、これは本当に役所の悪い点だと思いますけれども、先に財務省に行っているものだから、各官庁から上がつてくる前に財務省で全部検討していたので早く終わっていきと。グループ化補助金なんというのは、逆に言うと財務省側から中小企業庁に働きかけて、形はそうなっていますけれども、財務省で作った案ですから。だから、この国の構造としての問題なのかもしれません、財務省が今回いい経験したので、もう少しこれから対応早くなるんじゃないかなと、現場にいてそう感じました。

さて、これって、東松島市にとってみると、まず何年分の瓦れきで、大体当初はどのぐらいで処理ができるだろうかと、そう感じられていたのでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) 以前の、平成十五年の北部連統地震の際の瓦れきの量は僅かなんですけれども、十万吨に満たないんです。それで十二億を超えています。極端ですけれども百倍とか、そういうたあれたよなというふうには正直思いました。

ヘドロも含めてなんですけれども、大変なことになったということで、北部連統地震のときは、正直なところ十二億を集めるというか、お支払するの四苦八苦だったわけですね。それが、あ

れだけの量の瓦れきだったら一部負担するにしても大変なことになるということで、費用については全く予想付かなかったというか。

私が直接、当時、石巻市に菅当時の総理大臣と会ったときに御説明申し上げたのは、要するに、実際の瓦れきですね、実際の瓦れき。要するに、潮の干満がありますから、そのシーズンによりまして、水が引くと陸の瓦れきなんです。満潮になると海の瓦れきになるんです。あのときまだ決定していなかったことは、まだ四月でしたので、海の分は一〇％ぐらい、市が五％、県が五％ぐらいとかという話もあつて、まだ決定はしていませんでした。ですので、そういったいろんな制度、まだ決定していませんでしたので、具体的にどのくらいというのはまだ当時は予想が付きませんでした。ただ、とんでもないことが起きたなと。

結果的には、うちは最終的には環境省からは七百三十億円予算を付けていただきました。七百三十億円です。最終的には五百八十億で終了しました。ですので、百五十億お返ししたことになりました。そして、業界が一生懸命やっていただいたのは、分別の中で、金属とか有価物ということで五億八千六百万、経済新聞を見て、ステンレスとかアルミとか高いときに出すというようなこと、税金ですから、そういった対応をしたということになります。

○櫻井充君 ありがとうございます。

あと、この資料の中で、要するに大規模な処理場は要らないんだという話になりました。県内にたしか何か所か大規模な処分場を造つてそこで焼却をしましたが、東松島の場合には、これは焼却は自前の焼却場で全部焼却したんですか。

○参考人(阿部秀保君) ここがポイントだと思いますが、この部分は、私は広域でいいんだろなと、地方の場合はですね。当初は、東松島市もガス化溶融炉ということで、建設予定がありましたけれども、私は率直に申しまして、全部自分でや

るとは言いません。ギブアップしたときは宮城県さんに助けをいただきます。ですけれども、やれるところまでは自分たちでやりたいと、やれるところまでは、最終的にやれない部分というのは、漁網と廃プラとそれから燃やすものですね、そういったことは石巻で僅かなトン数です。すけどお願いしました。あとは、塗料とかそういったものはちよつと処理できません。

そういったことで、ほとんどは地方であれば自分たちでできるんじゃないかというのが今回の私の、都市部には言いませんけれども、広域的な処理は大切だけれども、地方によっては地方でできると。こうした対応した例がありますので、そういうふうには思っています。

○櫻井充君 そうすると、百年分近いごみが、ごみと言つたら怒られますけど、皆さんの財産でしたから。そういったものが出ても、結局二年ぐらいの間に自分のところの処理場でうまくやれば全部できるという話なんです。

あの当時、済みません、これは反省を含めてですけれども、環境省として、県外でもお願いしよう、被災地以外でもお願いしようという取組で、私は今になってみてああいう取組がどこまで必要だったんだらうかと。コストも掛かるし、それから、何というんでしょうか、粉じんまき散らして全国各地にごみ処理をお願いするというよりは、でき得るものであれば全部自治体でやっていった方がいいんじゃないかと、基本原則としてですね、私はそう感じています。

今回の法律の中には、要するに県外に持つていけるような内容のことも書かれていて、これを書くよりは、原則はもうこつちです。からねと、地元でやるんですよというところで、どうしようもないときにはお願いするということになるんだらうと思いますけど、この辺についてどうお考えですか。

○参考人(阿部秀保君) 不謹慎な発言になるかもしれませんが、今回の瓦れきの処理で、東松島市内では建設事業者が五十社以上が稼働いたしました。

た。それプラスこういった産廃関係の皆さんも含めてもつと多くなるわけですから。そういったことからすれば、たくさんの方々の犠牲がありますので、仕事が多くなったという言い方はどうかと思ひますけれども、地域の中で、経済も疲弊するわけですから、地域でできることが一番いいんだらうなというふうに思ひます。

そういったことで、最初、今回の東日本大震災というのは国も県も被災地も経験ないわけですから、どれが正しいやり方かというの、実はないわけですね。ただ、私たちは、平成十五年にそういった瓦れきの経験をしていましたので、何とか自分たちでできるんじゃないかというような部分もありましたので、多分二回目になるとみんなそうなんだらうというふうに思ひます。

ですから、今回の法律の中では広域処理を、私、否定はしません、都市部は多分無理だと思いますので。それらを私たちが例えば引き受けるとか、近隣の一番近い、コストの安いやり方、仕組みつくるということで結構ですけれども、一般的な地方では自分たちで可能じゃないかというのが、私のあくまでも体験上の受け止め方でございます。

○櫻井充君 ありがとうございます。

やはり地元でやれた方が効率的にやれるだろうと思ひますし、実は昨日も意見交換会の中で、商工会議所の方が、雇用になったんでよかったんだという話になりました。実は、財務省の中でも話になっていたんですが、職を失う方々が数多くいらつして、それで、やはり地元のこととは地元の人たちがまず力を出してみんなでやりましょうと。ですから、例えば漁民の方々は、漁業にすぐには皆めないので、まず海の瓦れきの処理をやるところで日当を幾らという形でお支払しよう、それから、農業の方々は、田んぼから全部瓦れきを除去しない限りは何ともならないので、そこで働いた分に付けましよう。それだけじゃなくて、緊急雇用対策で、あの当時役場職員として五万人ぐらい雇用できるようにして、これで、復

旧復興に資するものであれば全部何とか面見ますよということやらせていただいて、それを使っていたんだなと思って、非常に、昨日も今日もうれしく感じているところです。

最終的に、先ほど、今度は、そうやって仕事に就かれた人たちの仕事の問題があるんですけど、これ、ちょっと新しい問題だったんですけど、これについて、例えば国でどういう支援ができるというふうにお考えでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) これ、ちょっと話題違うかもしれませんが、私もお許しいただきたいんですけど、九百人の方が家族を亡くしたり罹災者の方でした。震災当初は、私が分かっていて、行くと、自分としては避けているというか見られたくないようなことがございました。非常にシヨクな方たちが、自分が一番不幸せなんだと思った方が、実は、あそこで働いたら、旦那さん子供も亡くしたとか、自分はまだいい方なんだというふうな、そういう、この仕事することによって心の支えにもなった方なんです。集団移転だったり、そういうことで、御夫婦で働きますと一年間で約五百万近くなりますから、大体です。そうしますと、生活再建にもなると、全てではございませんけれども、そういった、非常に明るく、あそこ閉鎖するときは皆さん方から、みんなで拍手して閉鎖したといういきさつがございます。仕事としてここで働いた方という方はハローワークに残るんですけれども。

ですので、やはり震災前から、東北は景気、雇用が、私はちょうど議会の最終日でしたので、東松島市の予算も平成二十三年度の予算というのは景気・雇用対策なんです。ですので、それというのは、先送りではないんですけれども、今も変わらないう。ですから、今回の震災は、いかに生活再建、要するに住宅再建ですけれども、併せて産業の再生というのは雇用の拡大と雇用の創出、ここをどういうふうな、創造的復興とは言われていいますけれども、具体的に雇用を確保できるかというのがポイントになってくるんだろうなと。

ですから、今後は、軸足はやはり雇用というのにはやはり目を向けていかなければいけないんじゃないかなというふうには思っています。

○櫻井充君 どうもありがとうございます。冒頭も申し上げましたが、復興復興はまだまだで、それについて我々陳情を受けて、それにどれだけ応えていくのかというのはすごく大事な事なんだと思いますが、終わっていることについて経験をききんとまとめて、今後起こる可能性が非常に高いと、何か貞観津波の後には二十年以内に東南海トラフなんかも全部起こったんだそうなので、そういう意味では、こういう経験を、何と言った方がいいでしょうか、次の災害の、起こらないことが一番ですけど、万が一いつか起こるときにきちんとした形でできるように、国会でも努めていきたいと思っています。

今日は、両参考人、本当にどうもありがとうございます。○杉久武君 公明党の杉久武でございます。佐々木参考人、阿部参考人におかれましては、本日はお忙しい中、このような貴重なお話をいただきました。大変ありがとうございます。私自身も、二〇一三年、二年前に初当選をいたしました。その後、宮城県担当ということで被災地も担当させていただいたことをよく覚えております。今日は、本当にその当時の震災のときに陣頭指揮を執られて、この災害に対して先頭に立って陣頭指揮を執っていただいた貴重な経験をお話していただきまして、私自身も非常に感謝を受けたところでございます。

私の方からは、今回のこの法律に関しまして、やはり災害の対策に対する人材の確保、また人材のネットワークという面で両参考人にまずお伺いをしたいと思います。今回の東日本大震災の教訓を受けて、平時から、またその災害が起こったから、やはりなかなか平常業務とは違うことに対して経験や知識がない中で、やっぱり専門家、また人材ネットワーク、こういったものも重要になってくると思います。そういった観点におきまして、佐々木参考人からは、支援をされた立場からやはりこういった人材が必要だったとか、こういったネットワークがあればよかったとか、そういった形での話をいただきたいとともに、阿部参考人からは、逆に被災現場として人材面についてどういった課題があったか、是非御教示いただければと思います。

○参考人(佐々木五郎君) まず、一番必要とされたのは、廃棄物処理をした経験のある者、例えば処理計画というものが法律上作らなきゃいけないんですが、そういったことというのが、案外簡単なようなんですが、知見がないとなかなかできない、そういう経験者が少なくなっている。

もう一つは、ハードの面でいえば廃棄物処理施設というのは大体二十年サイクルで建設が行われるわけです。それで、ダイオキシン特措法によって平成十三年ぐらいまでに施設が一応できました。それから今またピークが来ているんですが、その間にバブルがはじけたとかいろいろな面がありまして、市町村で特に技術職員をなかなか確保をするという、そういったことが困難な状況がございまして、空白の十年とか十五年と言われているんですが、人材的な面でもそういったことが起きます。例えば、二十一年に一遍やることで機械職を雇用していく、それだけの余裕がないというように多くの市町村でそういった傾向があります。

そういった意味で、人材をまず確保することと同時にやっぱり育成をしていかなきゃならない。特に、今回のような防災と廃棄物処理というのは、阪神・淡路大震災のときに経験がありましたが、神戸市役所においてもそういった経験者はみんな退職して、いない。だから、そういった経験を後世に伝えていかなきゃならない。ただ、なかなかそれだけでは駄目なので、現実には毎年職員を育てていく、そういった大きな意味でのスキームがなければならぬと思うっております。

そういった意味で、自治体を支援する、人材育成を支援する、そういった国の大きな意味での取組があったらいいな。あったらいいなと思いきし、そういったことがないと、現実の災害が起きたときに、大都市からも職員派遣しますが、中小都市からは、結局は行っても知見がない、経験がないということではなかなかお役に立てないのではないかなというふうに思っております。

○参考人(阿部秀保君) 被災者からの人材的な部分ということで、まず一点目、運が良かったなと思っている部分が実はございます。

と申しますのは、県へのパイプ、災害対策本部にいつも地元の県議さんに入っていたかどうかという話をしましたけれども、職員をちやうど県の方に派遣して、災害対策する方なんですけれども、帰ってきたばかりの職員が一名おりました。それから、随分前なんですけれども、こういった一般廃棄物担当で採用した職員がちやうど管理職時期を迎えていました。震災でしたので、急遽、人事の方も、毎月人事をやったんですけども、抜きだしたら誰にも負けないと、瓦れきだった瓦れきの課長と言われてもいいと言われるような、本人もそういうふうな自負しているんですけども、そういったことで、県とのパイプ、それから経験者、役所内のことですけれども、それから環境省の廃棄物対策課の布施課長補佐さんが、非常に、東松島の場合は他とは違って二回目だったからお任せします、市長の判断でやってくださいと、ただストップを掛けるときは勘弁してくださいよというだけのことでしたので、国とも直接やらせていただきましたので、非常にそこは運が良かったなというふうに思っています。

ただ、一番の財産は、私、よく講演をお願いされて言うんですけども、東松島市の場合は、やはり建設業界と消防団ですよ、財産は。まず、消防団は、やっぱりあれだけの組織、安否確認とかまず最初にやっていたら、人命救助もそうですけれども、それで、何なんですかと

いうと、先ほど、当初、十五分間で御紹介しましたけれども、あの瓦れきの下に御遺体があるわけですよ。ですから、地元の建設業界が丁寧に瓦れきを除去して、消防団とか警察が千人以上の御遺体を収容するというような、チームでやらなくちゃいけないんですね。それを見ているんですよ、御遺族が。ずっと朝から見ている方もいるんです、お母さんなんかはですね、子供さんを探して。ですので、そういったことを丁寧にやらないと、まさしく応急対応を丁寧にやらないと、後の復旧復興、私の持論なんですけど、復旧復興というのは応急対応の土台の上にあると思っていますから、応急対応をしつかりできるかどうかによつて今後の復旧復興に大きく影響する。自分がもし、御家族を失って、役所に不満があつて、用地買収のときに協力して欲しいといつたら、判こ押ししませんよ、押ししませんよ、やはり。

そういったことですので、全て関係してくるわけですね。ですので、やはり、組織としてはしっかりとした体制、人材で臨むというのが原則というか、一番望ましいことだというふうに考えております。

○杉久武君 続いて、仮置場について御参考人にお伺いをさせていただきたいと思ひます。

高橋議員からのお話の中で、阿部参考人は、今回、東松島の場合におきましては、二か所の仮置場、これを確保できていたことが非常に重要であつたというお話も述べられておりますが、やはりこの仮置場を確保することは、非常に自治体によつてこれ簡単ではないと思ひます。多分、遊休地とか公共のグラウンドとか駐車場とか、様々な程度の広さがあつて長期的に利用ができる場所、そういった場所を選定していくことになると思ひますが、実際このような場所というのは、災害が起こったときには、やはり避難所とか仮設住宅にも使用できる、ある意味競合するような場所になり得る場所だと思ひます。そういった中で、どのような形で東松島市の場合にはどのようにうまく仮置場の選定ができて、実際災害のときに

運用ができたのか。

また、佐々木参考人には、逆に支援する立場で、そういった点について、支援をする側で見られた何か課題や、逆にベストプラクティスとか、何か経験がございましたら、御参考人にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(阿部秀保君) まず、これは平成十五年の北部連続地震の際に緊急用の、瓦れきを、実は、できて二年足らずの平成十三年の宮城国体をした場所に、芝生にブルーシートを敷いて瓦れきを置かざるを得ませんでした。非常に断腸の思いというか、私、執行者でありませんでしたけれども、そういう経験しました。今そこは、今回は逆に応急仮設住宅を建設しています。そういったまさに御指摘のとおりです。

ですので、そういった経験がありましたので、まず緊急用ということで、実は、合併前の町は矢本一般廃棄物最終処分場ということでお借りして最終処分場にしました。その契約を見ますと、覆土を六十センチするとかということ、覆土だけで相当のお金が掛かるんですよ。さらに、十年間管理しないといけないということで、むしろ買った方が早いな、安いな、安価だなと、買うと三千万くらいです。そして、それを、来ると言われている宮城県沖地震の、先ほど発言されていたきました緊急的な置場にしたいという、そういった議会で御説明したら、みんなそうだと、そういった方がいいということを御理解いただきました。私が市長を拝命してから、そういった対応をして確保しました。

やはり私は、先ほど提言申し上げましたが、ふだんはスポーツの増進とか健康の増進とかそういったことで運動場でも、仮置場的な部分は、その広域の中でもいいですから、それはもう準備した方がいいんだらうな。それは、私は今回功を奏したというふうに思っています。最終的には二十二、三ヘクタールぐらい確保できましたので、最後は、非常にゆとりを持ってできたというか、そういうことになりましたので、やはり事前の準備

というか、そういうことだというふうに私は思ひます。

ですから、法制化して、改めてそこを仮的に指定まで、処理計画ですね、義務はないけれども、そこまで計画できるかどうか、そういうところなんだらうなというふうに思っています。

○参考人(佐々木五郎君) 今回の東日本大震災では仙台市の取組が非常に話題になっておりますが、仙台市はいち早く国有地、海浜公園だったところが津波で全部流されて空地となつていたところをいち早く押さえて、搬入場であり仮置場でありということをやりました。これは仙台市の口ケーションでは可能だったわけですが、じゃ、果たして同じ規模の政令市でそういったことが可能かという、都市部では非常に仮置場を確保するというのは難しいのではないかの大きな課題だと思ひます。

そういった意味で、事前に仮設住宅を造るところ、先ほど阿部市長からもありました公的な廃棄物、いわゆる道路啓開等によつて出たようなものを置いておくと、それから、いわゆる災害用のということ、防災部局という調整の上、有事にはここがなり得るなというところをあらかじめ想定しておくこと、それで、できれば了解をもらうというのが、例えば国有地等であれば了解をもらうということがいいんだとは思ひますが、逆に、それが公になると、平時であれ、やっぱり仮置場というのは反対だというようなことも想定されますので、そういう仮置場の選定等については相当慎重にやらなければならぬというところで、国にお願いしたいのは、やはり公有地のリストなどを提供していただければ、そういったものも含めて対象にしながら計画をしていくということが可能になるかなと思ひます。以上で終わります。

○杉久武君 ありがとうございます。以上で終わります。

○清水貴之君 維新の党の清水貴之と申します。本日は、本当にお忙しい中、貴重なお話をありがとうございました。

まず、阿部参考人にお伺いしたいと思ひます。東松島市の事例を御紹介いただきました。過去の経験を生かしながら、今回、本当に迅速で効率的な対応をされたというのが非常によく分かつて、伝わってきました。

その中で、あえてお聞きしたいと思ひます。そういった中でも、もし今後のために、もつとこうしておけばよかったとか、こういうことができたんじゃないかといった反省点であつたり改善点であつたり、こういったことが何かあつたら教えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) ここは聞き上手になつていただきたいんですけど、私が東日本大震災で国から初めて公文書を私自身がいただいたのは厚生労働省からのA4のワンペーパーでございました。それはどういふことかという、首長の判断で御遺体は土葬にしたいですという現実的なことなんですけど、そういうことで、国からの初めての公文書というのはそれ受けたんですけども。

そういったものというのは、先ほど言いました地域防災計画には全くない分野全てですので、仮埋葬場所を探さなければならぬ、要するに、葬儀屋さんも被災するわけですし、家族を亡くした人だけ、家族も家もなくなつたということですので、全部役所がやらなければならぬんですね。葬儀屋さん、それから金融もやりましたから、十萬ずつお金お貸しも、ガードマンもない中で。皆さん、お金、銀行にはあるんだけれども、お金はないんだとか。ですから、本当に考えられないことが起きるわけですね。

ですので、法律的には整備しても、それが先ほど言いましたように、うまく運用できるかどうか機能するのかがやがや重要でございまして、私は、今回の東日本大震災、今まだ道半ばですけれども、よくよくそのPDCAサイクルは、私も経済出ですので、やはり民間というのは改善と実践しかないわけですね、常に改善しながら実践し

てやるという。そういったPDCAサイクルからすれば、東松島市の今回の災害廃棄物の取組、これについてはベター、ベストは別として、やはりよく皆さんから検証していただいて、皆様方から検証していただいて、改善して、今後の、残念ながら心配されています南海トラフとか、日本は自然災害の多い国ですので、そういうものに生かしていただくことが、これだけの税金を投入していただいた御恩返しにもなるのかなというふうに思っています。

正直なところ、やはりみんな関連するんですね、先ほど言いましたように、財源も。私に來たのは、一番最初、財政担当が青い顔して、市長、お金ありませんと。そうだろうなと。そういうことがありますし、そういったことからすれば、皆様方、現場へよくお出かけになられましたので、中間点でやはりしっかりと検証して、そして改善して今後の防災、減災に備えるというのが、私は、生意ですけれども、被災した人間から言えることは、それをお願いしたいなというふうに思っています。検証されるというのは批判されることですから、嫌な面はあるんですけども、しかし、これだけの税金、皆様方に御負担いただいたわけですから、やはりそこはやっていただきたいなというふうに思っています。

清水貴之君 今回の瓦れき処理に当たっては、阿部参考人、周辺自治体との連携とか協力、この辺りほどの流れで進んだんでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) 記録に残りますので、この発言というのは余りしてこなかったんですけども、新聞とか出ましたので、誤解があると大変だなと私は思っておりますのを素直に申し上げます、やはり二回目と初めてでは全然私は違うと思います。

例えば、お隣、石巻さんなんですけれども、やはり石巻さんは、東松島の四倍も人口多いですから、区画整理すると、都市公園とか大きな公園あるわけですね。そこに、瓦れき、大体普通ですと、大きな広場ですから、取りあえずなります。

ですけれども、大きな広場ということは、皆様が多く住んでいるわけですので、後で臭いとかいうことでまた撤去とかという、要するにまたそういった問題が、課題が出てくるわけです。

ですから、我々は最初から、経験していただいたので、先ほどの御指摘の県とか国と、国有地とかそういったもののリストがありましたので、県と連携して県からお借りしたりとか、国にも、県からオーケー出ていますので、その隣は国ですので要するにお借りできませんかとかといって、そういったこともできましたので、私どもは、平成十五年が本場に教訓、そこが全てだなど。

ですから、今回の東日本大震災を日本国民は検証していただいて、そして今後の防災、減災に生かしていただければいいのかなというふうに私の経験上はそういうふうに考えております。

清水貴之君 その周辺自治体との連携という意味も含めまして、佐々木参考人と阿部参考人のお二人にお聞きしたいんですけれども、今回の法律では事前のやはり計画というのが非常に重要視されています。

私、ちよつとやはり何となくイメージが湧かないもので、是非現場の声を聞かせたいなというふうに思っているんですけども、災害といえどもいろいろな種類がもちろんあります。今回のような地震があつて、津波があつて、大雨、台風、今でしたら火山などのあつた災害もあります。それぞれの災害に、どこでどういった災害が起きるかも分からない中で、物すごいパターンというのが、どの地域で、どのように連携して、どの業者と一緒に行っていくのかなど、もういろんなパターンが考えられると思うんですね。

こういったものを平時からシミュレーションしながら本場に作っているのかと、それが本場に機能をするのかというところが何となくやっぱりイメージが湧かないもので、どのようにその計画の部分を考えていらつしやるのか、佐々木参考人と阿部参考人、お二人にお聞きしたいと思

ます。

○参考人(佐々木五郎君) どこまでの想定をするかというところは非常に難しいとは思いますが、基本的に今回の大震災で足らなかったことというのは、やっぱり平時の備えが、十年後には来るねとか言っている、じゃ実際何をやるのということとが余り想定されていなかった。そういった意味で、基本的にシミュレーションをきちつとしていくということが大事なんだろうと思うんですね、計画を作る。

それで、発生量等は実際に起きてみないと分からないわけなんですけれども、例えば、東日本大震災規模のものが来たらという想定があるわけですが、あるいは、南海トラフについても、首都直下型もあり、そういったときに、実際、時間軸を置きながら物を考えて、じゃ、どういう備えをしておく必要があるのか、どのぐらい出たものについてどう処理していくのか、それが自前でできるのかできないのか。それは、自分の施設も被害に遭うということもありますので、全てのパターンを全部想定してということは難しいかとは思いますが、ある程度の想定の中では可能なのではないかなというふうに思っております。

○参考人(阿部秀保君) 先ほど、町の消防団と建設業界は今回の東日本大震災を経験して財産だといふふうな発言させていただきました。建設業界については、平成十七年に建設業界の皆さん、役員さんと懇談の席で私申し上げたことは、市民から応援される建設業界になつていただきたいと思つた。市長が応援する、市長に応援するとかではなくて、市民から応援される、環境美化、子供たちから大人まで今、花を植えたり清掃したりというところで、河川とかも含めてなんですけれども、そういったことが一つと、それから、子供たちに、野球とかサッカーとかソフトボールとか、そういったところに、市長に政治献金するんじゃないかと、そちらの方に広告代とかそういったのをしてほしいというお願いをしました。

あわせて、そういうことに、市民から応援される建設業界になると随意契約が私ではできないというふうに思っています。どういふことかといふと、台風とかそういうときに市役所が一々建設業界に電話してポンプ何台じゃなくて、前もって地元の建設業界と契約しておいて、雨量何ミリのときは出るとかという、そういった契約も可能だといふことで、そういった取組の積み重ね、その平

時の積み重ねの延長で地元の建設業界ができるのであれば、瓦れき処理もお願いしたいというそういった流れですので、チェック機関の議会も、そういった積み重ね、十年間分かつていきますので、その方が効率的でいいんじゃないかと。

先ほどちよつと触れましたけれども、御遺体の捜索とか連携もありますので、そういったことで、私としては十七年からの平時の積み重ねが今回機能したのかなというふうに考えております。

清水貴之君 もう一点、生活ごみについてもお聞きしたいなと、お二人に、思うんですけれども、瓦れきの処理を行う一方で、やはり日々生活していく中で、衛生面というの也非常に重要視しなければいけない中で、今回、どのように生活ごみに対して、阿部参考人、対応されたのかと、佐々木参考人はどう対応していくべきなのか、この辺りについてお聞かせいただければと思います。

○参考人(佐々木五郎君) 実際に被害の規模によつて違いますけれども、生活ごみというのは、実際に被害に遭わなかった方は通常の生活が戻つてきて、それに対する対応、これは通常の計画収集を復活させれば可能なんですけど、もう一つは、じゃ、災害ごみをどうするの。その辺に、例えば応援部隊が入るとか、あるいは建設業の方、いろんな方々に応援を、応援というか発注をするというところで、その辺の、通常の計画収集と災害ごみのあれというのは基本的に一緒に計画をしないかと、限られた資機材あるいは人員でやるわけですから、その辺は、応援も含めて考えていけば、実際やらなければ、収集しなければほとんど

人道路脇に家庭から排出されたごみが積まれて衛生的にも問題がありますので、計画収集を始めるということは、そういう体制を整えて始めるということが必要なんだろうと思います。

○参考人(阿部秀保君) 東松島市の場合というよりは石巻圏の中で、女川もそうなんですけれども、広域でごみ処理、一般家庭していますので、それについては、ガス化溶融炉、被害を受けましたので、それが修繕が終わるまでは仙台市さんとかにお願いして、一般家庭は一般家庭で、少し時期遅れましたけれども取り組んだと、処理できたと、スムーズにいました。

問題なのは、やはり災害のごみの関係なんですけれども、今、佐々木参考人さんの方からも御発言がありましたけれども、やはり地方は、いち早く我が家の家の前の瓦れきとか我が家の瓦れきを処理したいとみんな誰でもそう思うんですね。ですので、やはり地元の建設業者が処理すると、顔なじみですので声掛けてその日終わるんですよ、あしたはここからやりますからねと。今日やれなくても、あしたからやっていたら分かりますと安心していただけますよ。

そういった地元のメリットもございまして、やはり東松島市では、当時は、高齢でできなかった方は家の前に出していただく。それから、御自分で行かれる方は決められた曜日、フリーは土日ですけれども、そちらの方で運んでくださいと。それとかなり多かったですね、一日も早く家庭の中で生活再建したいということなんです。そういった意味では、先ほどから触れさせていただいておりますが、十五年の経験が生きたのかなと。それからもう一点、これは国土交通省さんを中心に褒めてあげてほしいんですけれども、スコップいただいたんです。それから、一輪車とか土のう袋ですね。それがあつたために、ボランティアさんが来てヘド口をよけていただいたので、そのために我が家の生活再建が、そうですね、二、三千軒は、うちの方では三千軒家をなくしたんです。仮設は、千七百五十三戸仮設造って、千三百

戸は民間で、合わせて三千世帯なんですよ。実際は五千を超えたと言います。それは、国土交通省さんの方で、東北整備局の方でやはりそうやっていち早く対応しましたので、ボランティアの皆さんが、先ほどのヘド口ですね、一般家庭のごみではありませぬけれども、ヘド口等々の対応を早めにしたので生活再建につながったかなと。ですから、全てがそういった連携のなかなというふうには感じましたね。

○清水貴之君 最後に、佐々木参考人に再委託、再々委託についてお聞きしたいと思うんですけれども、緊急時には再委託若しくは再々委託というのは必要なものと考えているのか、若しくは、やっぱり再々委託、再委託となりますと、どこがどうちゃんとやっているのかというところが担保されないの不安な面もある、なので余りよろしくないことなのか。どのようにお考えでしょうか。

○参考人(佐々木五郎君) 再委託、再々委託については通常では禁止されておるわけですが、先生おっしゃる通りに、非常事態のときにはやはり必要なことだと。その条件としては、やはり処理した人がきちんとやる、やる、その確認と、やったという確認をきちっとするという前提があったら、要するに再々委託と。だんだん下へ行っちゃったなら、孫の代になったら、いや、どこかでやっているはずですよでは困るわけで、その辺がきちっと担保をされるという条件の下で、緊急時にはやはり活用することも必要なんではないかなと思います。

○清水貴之君 貴重な御意見ありがとうございます。

○市田忠義君 日本共産党の市田忠義です。

今日は、阿部参考人、佐々木参考人、大変貴重な御意見ありがとうございます。東松島市の先駆的な経験を聞いて、文字では読んでおりましたけれども、改めて直接市長からお聞きして、すばらしい取組だなと感動しました。ふだんの発生量の百年分の災害廃棄物が発生し

て、二〇〇三年でしたか、前の地震の経験があったからその苦い経験を再度繰り返したくないという、そういう見地から、地元の建設業者と協力して分別収集、分別置きが行われたと。仮置場となった県の港湾施設、ここでは十四品目でしたかの分別をルール化して、しかも、私すごいなと思ったのは、被災者が手で選別する仕事に従事して、これは地元の雇用の拡大にも結び付いた、かつ、災害廃棄物の九八％をリサイクル、再生させるといふ、そういう取組が行われたというのは画期的だと思っております。

一方で、同じ宮城県で、東松島市や仙台市を除いた他の県内の被災した沿岸市町村では、なかなか処理ができないということで県に処理事務を依頼されましたが、県の場合、処理の体制、蓄積がないわけですから、結局、たしか四ブロックに分けて大手ゼネコンに処理を任せたと。資料を拝見していますと、処理コストが、東松島市の場合、一トン当たり一・七万円、これに対してゼネコンに丸投げした場合、平均で一トン三・九万円、最大で七・二万円に一トン当たりなっていると。

これだけの差が生まれているわけですが、これも、もちろん自治体の状況によって違いはありますが、それから機械的に言うことはできませんが、これだけの差が生まれていることについてどんな感想を、言いにくい面もあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) 言にくいというよりは、新聞報道のとき必ず反響がもちろんあるんですけれども、その際、やはり心配というのか、私たちみんな仲間ですので、心配したのは、当然、環境省にも多分多くの電話行ったと思うんですけど、なぜ東松島市のようにできないんだと、東松島市が中心になるわけですね。なぜ東松島市のような取組ができないんだというような問合せが行くわけですよ。

ですので、そこは丁寧な御説明を申し上げたいんですけれども、例えば石巻さんであれば生魚だったとか、中身にもよると私は思います。た

だ、やはり多分経験が一番なんだろうなと。これはあつてほしくないんですけど、今回被災された方がもう一回処理をするようなことがあれば、物すごい多分コストを考えた効率的な、効果的な処理になるんじゃないかなと。

ですので、私が申し上げたいのは、今日私喜んで出てきたというのは、委員長さんには開会前に申し上げたんですけれども、やはり被災地がこれだけ皆さんの税金で復興に取り組んでいます、本当にコスト意識を持ってやっていますよと、瓦れきは財産ですけれども、働いている皆さんは皆さんの税金だということに思っていますので、こういったところを皆さんに御理解いただきたいということで私は今日喜んで出てきました。

ですので、今後の防災、減災含めて、やはり税金ということからすれば、皆さん効率的な、私、業界を褒めたいというのは、有価物なんですよ。わざわざ経済新聞、何々名まで言いませんけれども、経済新聞とだけ申し上げますが、毎日のように見て、そして、今日はアルミは幾らだとか、今日合わせて幾らだとかということ、一番鉄の高いところで出しているんですよ。それで、五億幾らのまた還元、国にお返ししているわけですので、そういった努力をしているということ、是非皆さんに御理解いただきたいというふうに思っています。

○市田忠義君 もう一問、阿部参考人に伺いたいんですが、今回の法改正で都道府県廃棄物処理計画に非常災害時における災害廃棄物処理を追加することになります。各都道府県は災害廃棄物処理計画を策定することになるわけですが、ただ、各都道府県にはこれまで災害廃棄物処理の体制や蓄積がなくて、戸惑っていらつしやる状況も幾つかの県にお聞きしますとあります。

やっぱり、都道府県の圏域を越えてブロックごとと大量の災害廃棄物を処理するというになりますと、国が主導して技術的な助言とか財政的な支援がどうしても必要になるんじゃないかと、いうふうに私は考えるんですが、その辺は参考人

はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) 正直申し上げて、今回の一部改正につきましては、提案理由のとおりで、私たち被災したところはすつと入ります、言っていることは分かります。ただ、防災、減災という、まだ被災していないところは戸惑うのかなというふうに、私は素直に立場の違いで思いますので、やはり弾力的にという言い方はどうかと思うんですけれども、今回の法制では私たちからお願いできるということになっていますので、やれるところは自分たちで頑張るだろうし、これまでどおりやはり、例えばですけども、地元の建設業界にお願いする場合は、人工とか機械とかダンブとか、そういうのそろっているかどうかから調べてお願いするわけですから、必ずしも東松島のようにパズルのようにばつと当てはまるということもないものもあるわけですので、全てが、私、東松島方式が、これでいきましたというわけではないんですけれども、できるところはこういうやり方でできると、雇用から何からお金が地域に回るわけですので非常に、こういった取組もありますよねというような提言というものです。

都市部ではやはり難しいかなと、都会、都市部では難しいかなと思っておりますので、そういったところは今回の感想としてはあります。

○市田忠義君 佐々木参考人にお伺いしたいんですが、今の質問とも少し重なるんですけど、今回の法改正で都道府県廃棄物処理計画に非常災害時における災害廃棄物処理を追加すると。必要な体制を確立する、産業廃棄物の処理施設を整備するということになります。

しかし、幾ら非常災害時の災害廃棄物の処理のためといっても、市町村における仮置場や仮設処理施設用地の選定、これはなかなか容易なことではないと思うんですね。それから、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ、これもなかなか容易ではないと。各市町村には地域に定じた固有の一般廃棄物処理計画がありますし、これは自治体によってそれぞれ様々、しかもなかなか厳しい市

町村財政状況の下で、ごみの減量、リサイクル、分別収集事業での費用対効果が追求されていると思うんですけども、そこに災害廃棄物の処理が加わるということになるわけ。

たしか佐々木参考人は、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会の第三回目の会合のときに、防災拠点としての廃棄物処理施設の強靱化、これが課題だということを描かれて、その指摘の中で、広域圏ごとの廃棄物処理拠点となり得る施設について、災害廃棄物受入れ分を含めた施設整備の上乗せ、プラス二〇%ということをおっしゃっております。

拠点施設の場合、三分の一補助じゃなくて最高で二分の一の国の補助が出ますけれども、ただ処理量の全体が増えたと、補助が二分の一になったとしても絶対額はかえって増えるという場合も当然起こり得るわけですが、まずそのことについてどんなふうにお考えかというのが一点。

それと関わって、各市町村におけるこれまでの廃棄物処理体制、やつぱりきちんと考慮をする。それを考慮しないで無理な仮置場や仮設処理施設用地の選定あるいは過大な廃棄物処理施設の整備、二〇%というの根拠をちょっと教えてほしいんですけども、過大なそういう整備などを市町村に押し付けるというふうなことがあつてはならないと考えるんですが、その辺り、財政負担の問題とか、自治体の自主性を大いに尊重する必要があるんじゃないかと。幾ら重大な災害が起きたからといって、そこはよく見ておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺りの基本的なお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○参考人(佐々木五郎君) まず、都道府県と市町村の関係というのがあるわけですね。都道府県は確かに、処理計画、今回それで災害廃棄物対策計画も入れなさいと。当然、通常の廃棄物処理計画においても、市町村との連携、県が勝手におたくの地域はこうだということではないわけですね、通常の業務の中の連絡調整の上で処理計画ができています。ですから、廃棄物処理計画は市町村に

とつても必要なものであり、それに災害廃棄物計画を加えるというのは市町村にとつても必要なことだというふうに考えていますので、その連携の下に県が作るということは十分役に立つのではないかなと思います。

それで、二〇%、いわゆる強靱化でございますが、一〇か二〇かというのは、はっきり言って余り根拠はございません。通常の廃棄物にそのぐらゐの容量を乗せても基本的に大丈夫ではないかという意味で言っております。

それで、じゃ、百トンの炉で一〇%、二〇%ということじゃなくて、大都市部では一炉三百トン炉、三炉みたいなところがございまして、そういったところに一割、二割という、百トン炉を一つ新設したのとは変わらないうような状況になります。そうすると、単独で整備するよりは十分費用対効果があるのではないかと。

それで、大規模災害、南海トラフだとか首都圏直下地震を想定しますと、そういったことをある程度準備しておかなければ、基本的に自区域内だけでは多分無理ではないかということで、強靱化と併せて、そういった受入れの準備ということ、そういったものについて交付金も手厚くしてほしいということをおっしゃるわけですね。

それで、特に大きな炉であれば、先ほど言ったように、スケールメリットの中で一割増やしてもそれほど建設費に、ぼんと百トン炉を造るのと同じということではありませんで、費用対効果もある程度できるのではないかとというふうに考えております。

○市田忠義君 もう時間が来ましたので終わりますが、そうすると、大した財政負担の増にはならないという御認識でしょうか。

○参考人(佐々木五郎君) はい、そうですね。

○市田忠義君 終わります。

○水野賢一君 無所属の水野賢一でございます。まず、阿部参考人に教えていただければというふうに思いますが、先ほどのお話の中で、例えば、津波で上がった津波堆積物というんでしょいか、ヘドロというんでしょいか、重金属があるんじゃないかという懸念とか、そういうような懸念を最初はお持ちになったというふうなお話がありましたけど、今回の場合は、もちろんそういう重金属のものもあるでしょうし、ましてお隣の福島県で原発事故があつたというところなんかも併せて、いろいろと廃棄物の中にもそういう重金属が紛れているんじゃないかと、若しくは放射能汚染があるんじゃないかという懸念を持つ人たちが多くあつたんじゃないかという気もいたしますけれども、分別をしたいろいろなやつっていく中で、そういう部分の御苦労というか留意点というか、そういう点は何かあつたのか、教えていただければというふうに思います。

○参考人(阿部秀保君) 特に、今回、東京電力福島第一原発の事故ということで、当然、宮城県も非常に御心配される方も多くて、この瓦れき置場についてもしっかりと線量等を毎日のように測定して、そして取り組んだということ、皆さん安心しながらということになります。そういった取組をしました。

○水野賢一君 いわゆるキログラム当たり八千ベクレル以上になると指定廃棄物というふうな形になつたりするんですが、これはあれですか、東松島の場合にはそういうふうな廃棄物というのは余り出てこなかった、測つた結果というのは。そこら辺はいかがなんでしょうか。

○参考人(阿部秀保君) まず、東松島市内で八千ベクレル以上というのは、稲わらで三十トンぐらい今保管していますけれども、その程度で、幸いそれ以内ということになります。

○水野賢一君 佐々木参考人、阿部参考人、両参考人に御意見を教えていただければというふうに思いますけれども、今回これだけ膨大な瓦れきを始めとする廃棄物が出てきますと、先ほどの話にもあつたように、東松島の場合でも普通の年での百年分ぐらいの廃棄物が出てきたりとかすると、なかなか一市町村では対応できないというこ

とで広域処理という話があつて、国の方も、助け合いというんでしょうか、そういうような形で受け入れましようねという、受け入れてくださいなというふうなことを勧奨していたというふうな部分もあると思うんですけれども、広域処理ということについてはどういふような御見解というか、進めていく場合の今後の留意点というか、この辺について両参考人から御意見を教えていただければというふうに思います。

○参考人(佐々木五郎君) まず広域処理ですが、私は市町村出身でございますので、まず廃棄物の処理責任があるということから、自分のところでは何ができて何ができないか、保有している施設、あるいは被害の状況を見て、そういったことをまずやって、自区域内でやれるもの、やれないものの判断をまずすべきではないかと。そういった中で、具体的に、じゃ、この部分が駄目だということになるのであれば、県へ、あるいは他のブロックへお願いをするというふうな、まず県内、あるいは地域ブロック内での応援ができるかと。そういった意味で、都道府県への委託ですね、それから、今回、国の代行処理というのが法律上位置付けられましたので、そういったものを検討すべきではないかなと。

特に早急に処理しなければならぬような、例えば衛生上やっぱり一定の配慮が必要なものというのは早期に処理しなければなりませんので、そういったものなんかは、そういう自分のところだけでできないのであれば、早急に、応援というか広域で処理するということは検討していいんだらうというふうに思っております。

○参考人(阿部秀保君) 広域処理については、結論では私は結構だというふうに思っています。それは、都市部とか、必ずしも東松島のような取組できるといふにはお勧めできないところはあろうかと思つておりますので、結論では広域処理というの必要だというふうに思います。

ただ、各論では、東松島市、先ほどの資料の十ページを見ていただいたように、五百八十億、国

の方から税金で処理しました。五百八十億のうち四百八十億が東松島市内の建設業界を通じて各被災者に行つてゐるんです。百億が広域処理のガス化溶融炉の燃やさなくちゃいけない分ですね、廃プラとか漁網とか、そういったことですので、やはり中身を思えば、私もはこういつた取組をしたいというふうに思つてしたわけですので、当然市民の皆さん、被災者から喜ばれるのは当然ですので、その中身の問題なんだろうなと。

あと、選択は各自自治体できるかどうかということでありまして、東松島市では、二回目ということであつた取組ができたということになります。

○水野賢一君 最後の質問にいたしますけれども、東松島の場合ですと、一つの地域的な特徴としては、先ほどの冒頭のお話にもありましたけれども、自衛隊の基地があるというふうなことがありましたけれども、この基地における自衛隊の人たちの活動とか存在とかというのは、復旧とか復興とか廃棄物処理とかそういう部分に関してはプラスに働くとか、何かそういう貢献とか、そういう部分はあつたのかどうか、そうしたことにしてもお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(阿部秀保君) 自衛隊につきましては、三つのそれぞれの部隊参りまして、地元の大和町にある大和駐屯地と、それから福島第六特科連隊、それから多賀城自衛隊ということで、三つで千二百人の隊員の、九十日間お世話になりました。民生安定までやっていたかと思いますが、人命救助イコール御遺体の収容ということで、陸域の部分全てを終えて引き揚げたということで、私は、これ応急対応の、震災当時ですけども、国はやはり自衛隊と国土交通省、ここはやっぱりセットで。

なぜですかと言われると、東松島市は地形的に、元々海抜が大体一・五メートルなんです。それで、平均、市役所でも五十二センチ地盤沈下しました。沿岸部の港では一・五メートル沈下しま

したので、ほとんどゼロですよ。満潮になると水が来るということで、また津波来たという勘違いが起きたような、そういった毎日を送つたわけですので、そういったことからすれば、国土交通省がトンパックで仮止めして、排水ポンプ車二十台から十八台ぐらい、これも九十日間いていたんだと思いますけれども、そういったことで自衛隊と国土交通省。

それから、市内では消防団と建設業界、ここがやはり財産で、連携して応急対応に取り組むことが大切だなというのが、今回、東日本大震災で私の感想でございます。

○水野賢一君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(島尻安伊子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。本日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十二分散会

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、アスベスト被害根絶に関する請願(第二〇五四号)

一、温暖化対策の着実な実行に関する請願(第二二二〇号)

一、アスベスト被害根絶に関する請願(第二二二二一、二二二二二、二二二二三、二二二二四、二二二二五、二二二二六、二二二二七、二二二二八、二二二二九、二二二三〇、二二二三一、二二二三二)

第二二〇五四号 平成二十七年六月十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都江戸川区 内村吉春 外千九百九十九名

紹介議員 又市 征治君

じん肺は最古にして今なお最大の職業病である。一九六〇年にじん肺法が制定されてから半世紀以上が経過したが、いまだに三千人を超えるじん肺病有見者が認定されており、毎年新たに三百人以上が最重症患者として認定されている。石炭じん肺やトンネルじん肺など国の加害責任は判決によって明確になっている。ILO(国際労働機関)・WHO(世界保健機関)は、遅くとも二〇三〇年までの世界中からのじん肺根絶の実現を提唱している。日本も、一刻も早くじん肺法の改正を含む抜本的な制度改革に取り組むことが強く求められてゐる。アスベストは、じん肺の原因となつてだけでなく、強い発がん性を有することが明らかとなつてきたが、国が十分な対策を取らなかつたため、多数の被害が発生している。労働安全衛生法施行令改正により二〇〇六年に石綿使用等が原則禁止となつたが、今後もアスベストを使用した建物の改修、解体工事等による大量の被害発生が危惧される。二〇〇六年三月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、二〇一〇年七月に救済対象となる指定疾病が拡大されたが、中皮腫と肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、びまん性胸膜肥厚の四つに限定され、救済給付金も労働者災害補償保険法や公害健康被害補償法に比して低額に抑える等不十分な内容のままである。じん肺やアスベスト被害者を早急に救済するための基金制度の創設、取り分け被害者が多発しているトンネルじん肺、建設アスベスト被害の基金の創設は急務である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「石綿による健康被害の救済に関する法律」を抜本的に改正して「石綿対策基本法」を制定し、公害健康被害補償法による補償と同等にするなど救済内容を充実させ、予防対策も十分なものとすること。

第二二二〇号 平成二十七年六月十五日受理

温暖化対策の着実な実行に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市 馬場きみ子 外四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二二二二号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 愛知県常滑市 伊藤初代 外三百六十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二二号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 香川県高松市 森睦義 外三百六十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二三号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町 佐藤栄子 外三百六十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二四号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都目黒区 富田寿美 外三百六十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二五号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都大田区 山形町子 外三百六十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二六号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都足立区 岡崎泰子 外三百六十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二七号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都足立区 野沢国男 外三百六十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二八号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 滋賀県大津市 三輪裕子 外三百六十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二二九号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都目黒区 中川由美子 外三百六十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二三〇号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 北九州市 重信美佳 外三百六十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二二三一号 平成二十七年六月十五日受理

アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 滋賀県大津市 植平ひろ子 外三百六十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

平成二十七年七月十六日印刷

平成二十七年七月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局